

ID: 78

担当部署: 福祉課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	大河原町ホームヘルプサービス事業利用者負担金条例 第5条		
例規番号	平成6年条例第5号		
【基準】 第5条の規定による。 (納入の猶予) 第5条 町長は、災害その他特別な事情により、納入期限までに負担金の納入が困難と認められる場合は、納入期限を延期することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日